

## 卸売市場法等関係事務処理要領

昭和48年3月 2日制定  
昭和59年5月16日一部改正  
平成元年1月26日一部改正  
平成12年5月26日一部改正  
平成13年4月 1日一部改正  
平成17年5月10日一部改正  
平成20年4月 1日一部改正  
平成21年4月 1日一部改正  
令和元年12月21日一部改正  
令和2年 6月21日全部改正  
令和3年 7月 1日一部改正

### 第1 趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号，以下「法」という。）並びに卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号，以下「施行規則」という。）の規定に基づく申請，届出，報告等の事務処理については，広島県文書事務取扱規程に定めるもののほか，この要領に定めるところによるものとする。

### 第2 地方卸売市場の認定申請

法第13条第2項の規定に基づく市場の認定の申請は，同項各号に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第1号）に業務規程及び施行規則第17条第3項に規定する書類（誓約書の様式は，別記様式第8号による。）を添付して，知事に提出して行うものとする。

### 第3 認定証

知事は，法第13条の認定をしたときは，認定を受けた開設者に対し，別記様式第9号による認定証を交付するものとする。

### 第4 変更の認定の申請

- 1 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により，変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は，別記様式第3号による申請書を知事に提出するものとする。
- 2 この場合において，当該変更が業務規程又は施行規則第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは，当該変更後の業務規程又は書類を添付するものとする。

## 第5 軽微な変更の届出

- 1 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定による届出は、当該変更の日の7日後までに、別記様式第4号による届出書を知事に提出して行うものとする。
- 2 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の農林水産省令（施行規則）で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
  - (1) 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）
  - (2) 卸売市場の名称の変更
  - (3) 卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10パーセント以内を増減するもの
  - (4) 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更
  - (5) 卸売市場の業務の運営体制に関する事項の変更（開設者の組織の人員の10パーセント以上を減少するものを除く。）
  - (6) 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更
  - (7) 卸売市場の卸売業者に関する事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）
  - (8) 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項の変更
  - (9) 業務規程の変更（法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）
- 3 開設者は、2の(3)から(9)までに掲げる変更については、その年度に係る運営状況報告書（別記様式第7号）をもって、1の規定による届出書の提出に代えることができる。
- 4 1の届出書の提出又は3の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は施行規則第17条第3項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付するものとする。

## 第6 休止又は廃止の届出

法第14条において読み替えて準用する法第7条の規定による届出は、休止又は廃止の日の30日前までに、別記様式第5号による届出書を知事に提出して行うものとする。

## 第7 開設者による運営状況報告書の提出

- 1 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による報告は、毎年度経過後4月以内に、別記様式第7号による報告書を、知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の報告書には、当該地方卸売市場の卸売業者の最新の事業報告書（別記様式第2号）を添付するものとする。
- 3 卸売業者は、法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の規定に基づく事業報告書を、事業年度ごとに、別記様式第2号により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、貸借対照表、損益計算書を添えて開設者に提出するものとする。

#### 第8 中央卸売市場の認定申請

法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項の規定による届出は、法第4条第1項の認定の申請後速やかに別記様式第6号による届出書を知事に提出して行うものとする。

#### 附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

#### 附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。